

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている。また、PCR検査等では感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことは難しい。

養父市は、令和4年7月から内閣官房の「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」に取り組み、令和5年1月末の実証事業終了後も市の単独事業として継続し、アラートや庁舎投影による市民への注意喚起に活用している。

一方、自主財源で下水サーベイランス事業を継続し続けることは、財政負担が大きく困難な状況にある。

よって、国においても今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するとともに、新たな感染症に対応するためにも早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体と連携して下水サーベイランス事業を実施すること
- 2 下水サーベイランス事業を実施する自治体に対し財政的支援を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
感染症危機管理担当 様
内閣官房長官 様